

同意する

1. 故障・事故・紛失・盗難については、申請者の負担で責任を持って解決する。
2. 使用後は必ず清掃・洗浄を行い、市が指定する場所へ返却する。
3. 降雨時は使用せず、作業をしない日は雨に濡れない場所で保管する
4. 竹（直径 10 cm まで）の粉碎にのみ使用し、雑木・つる等の粉碎には使用しない。
5. 機械の輸送や稼働に係る費用は申請者で負担し、燃料は満タンにして返却する。  
（軽油）
6. 機械の貸出期間中は申請者が責任を持って管理し、第 3 者に貸し与えない。
7. 動作音が大きいため、使用時は周辺に配慮する。
8. 作業においては事故がないよう十分に注意を払う。
9. 糸島市内における森林整備に限り使用し、営利目的では使用しない。
10. 土地の所有者の同意が取れている。
11. 粉碎したチップは適正に処分し、他の人に迷惑を掛けないようにする。
12. 1 時間ごとに軽油残量を確認し、燃料が尽きる前に余裕をもって給油する。
13. 8 時間／日を超えて竹粉碎機を利用した場合は、市に報告し、超過日数分の貸付料を  
追加で納付する。

上記の項目について、順守いたします。

署名

---